

聖籠町教育委員会告示第五号

聖籠町学校支援地域本部等設置要綱を次のように定める。

平成二十四年五月二十五日

聖籠町教育委員会委員長 伊藤 恵美子

(趣旨)

第一条 この告示は、家庭及び地域住民との連携・協力により聖籠町立小学校及び中学校の教育活動を支援するにあたり、学校支援地域本部(以下「本部」という。)、地域教育協議会及び地域コーディネーターの設置その他必要な事項を定めるものとする。

(本部の設置及び構成等)

第二条 教育委員会に、本部を置く。

2 本部は、地域教育協議会、地域コーディネーター及び学校支援ボランティアにより構成する。

3 本部長は、教育長をもって充て、副本部長は、本部長が指名する。

(本部の所掌事務)

第三条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- 一 学校と学校支援ボランティアの調整
- 二 学校支援ボランティア活動の実施
- 三 その他教育委員会が必要と認めた事項

(地域教育協議会の設置)

第四条 本部に、地域教育協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の所掌事務)

第五条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- 一 事業の企画、実施及び評価に関すること。
- 二 地域コーディネーターの配置及び研修に関すること。

- 三 学校ボランティアの研修に関すること。
- 四 事業に係る広報活動に関すること。
- 五 その他教育委員会が必要と認めたこと。

(協議会の組織)

第六条 協議会は二十人以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- 一 学校関係者
 - 二 地域団体等の代表
 - 三 社会教育団体の代表
 - 四 その他、教育委員会が必要と認めた者
- 2 前項の規定にかかわらず、委員は公募することができる。

3 委員の任期は二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 協議会に会長及び副会長各一人を置き、委員の互選により選任する。

6 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(地域コーディネーターの配置)

第七条 本部の事業を円滑に推進するため、本部に地域コーディネーターを配置する。

2 地域コーディネーターは、学校の教育活動又は地域の人材に関する理解がある者及び識見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 前項の規定にかかわらず、教育委員会は小学校及び中学校又は地域団体の推薦により、若しくは公募により地域コーディネーターを選任し、委嘱することができる。

きる。

4 地域コーディネーターの任期は、委嘱の日からその年度の末日までとする。

5 前項の規定にかかわらず、通算して五年まで任期を更新することができる。ただし、本部の事業を円滑に推進し、かつ事業の充実を図る上で、教育委員会が他の者に代え難いと認める者については、この限りでない。

（地域コーディネーターの職務）

第八条 地域コーディネーターは、次に掲げる職務を行う。

一 学校から要望のあった学校支援活動の企画、連絡・調整、実施に関すること。

二 学校支援ボランティアの募集、組織、整備に関すること。

三 学校支援ボランティア活動実施前のガイダンス及び反省会に関すること。

四 本部の事業の工夫と改善に関すること。

五 地域コーディネーター研修やボランティア養成に関すること。

（事業の推進担当）

第九条 各小中学校は、本部の事業の円滑な推進のため、学校支援地域本部推進担当者を置く。

2 学校支援地域本部推進担当者は、地域コーディネーターと連携を図りながら、事業の推進を支援する。

（庶務）

第十条 協議会及び本部の庶務は、教育委員会社会教育課において処理する。

（その他）

第十一条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成二十四年五月二十五日から施行する。